

議案第 14 号

橋本市簡易水道敷設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

橋本市簡易水道敷設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市簡易水道敷設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

橋本市簡易水道敷設事業分担金徴収条例(平成18年橋本市条例第161号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第5条 市長は、分担金の全額又は一部を納期限までに納付しない場合において、その未納額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成18年3月1日から施行する。</p> <p>2 (延滞金の割合の特例)</p> <p>7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を越える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>	<p>(延滞金の徴収)</p> <p>第5条 市長は、分担金の全額又は一部を納期限までに納付しない場合において、その未納額に納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。</p> <p>附 則 この条例は、平成18年3月1日から施行する。</p>

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の橋本市簡易水道敷設事業分担金徴収条例附則第 2 項の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。